

役員等報酬規程

社会福祉法人 東京栄和会

社会福祉法人東京栄和会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京栄和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び交通費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、顧問及び法人運営に関わる各種委員会等の委員をいう。

- 2 報酬は法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 施設職員が各種委員会の委員を兼ねる場合、本規程は適用しない。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は別表1により報酬及び交通費を支払う。但し、決議の省略によるみなし決議を行った場合も含むものとし、その場合、交通費は除く。

- 2 交通費は実費とする。

(役員等の報酬)

第4条 理事長、業務執行理事、顧問が法人及び事業所（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは別表2により報酬を支払う。

- 2 施設長を兼務する常勤役員については別表2により役員報酬を支給する。
- 3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は別表2及び定款第8条、評議員の報酬等に定めた金額の範囲内で報酬及び交通費を支払うことができる。
- 5 交通費は実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又は理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、

別表 3 により報酬及び交通費を支払う。

2 交通費は実費とする。

(各種委員会委員の報酬等)

第 6 条 委員が第三者委員会、入所検討委員会、運営協議会、評議員選任・解任委員会、経営事業検討委員会に出席した場合は別表 1 により報酬及び交通費を支払う。但し、決議の省略によるみなし決議を行った場合も含むものとし、その場合、交通費は除く。

(会計区分)

第 7 条 本規程に係る支給の会計区分は、法人会計より支出するものとする。ただし、第 6 条に規程する各種委員会委員の報酬等については各地区の施設の状況に応じて各施設会計より負担するものとする。

(支給方法及び支給時期)

第 8 条 本規程、第 4 条、第 1 項及び第 2 項に定める役員報酬については本法人の役員等報酬規程に準じて支給する。

2 会議等への出席及びその他の職務に従事した時の報酬及び交通費は各月毎に現金又は本人が指定する預金口座へ翌月 25 日までに振込の方法により支給する。

(出張旅費)

第 9 条 役員等が法人業務のため出張する場合は別表 4 により日当及び旅費を支給することができる。

(改正)

第 10 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。又、報酬等の額を改正する場合は評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 11 月 20 日一部改正する。

この規程は令和 2 年 7 月 1 日一部改正する。